

2020年度（令和2年度）就学援助の支給のお知らせ

福山市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に就学に必要な費用の援助を行っています。就学援助を希望される方は、次の説明をよく読んで申請してください。

1. 援助を受けることができる方

- (1) 生活保護法に基づく教育扶助を受けている方（申請は必要ありません。）
- (2) 福山市に住所を有し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- (3) 福山市に居住し、「準要保護の認定基準」に該当する方
- (4) 福山市外に住所を有するが、お子様が福山市立小・中・義務教育学校に在籍し、「準要保護の認定基準」に該当する方

2. 準要保護の認定基準

2020年度（令和2年度）において、次のいずれかに該当する場合

- ①生活保護法にもとづく保護の停止又は廃止をされた場合
- ②市町村民税が非課税の場合
- ③市町村民税の減免を受けた場合
- ④個人の事業税又は固定資産税の減免を受けた場合
- ⑤国民年金保険料の半額以上の免除を受けた場合
- ⑥国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた場合
- ⑦児童扶養手当法にもとづく児童扶養手当（18歳未満の児童がいるひとり親家庭などに支給される手当）の支給を受けた場合
- ⑧生活福祉資金の貸付を受けた場合
- ⑨経済的に困っている方で、世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下の場合

世帯の所得基準額			
世帯人数	2019年(令和元年)所得額	世帯人数	2019年(令和元年)所得額
2人	1,905,000円	5人	3,158,000円
3人	2,417,000円	6人	3,662,000円
4人	2,637,000円	7人	4,188,000円

- ・世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。
- ・②又は⑨の理由で申請される方で所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず事前に申告をしてください。
- ・災害又は失業、傷病等で前年より所得が著しく減少した等の経済的事情により就学困難と認められるときは、基準額を超える場合でも、就学援助を受けられることがあります。学校又は福山市教育委員会学事課にご相談ください。

3. 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・入学準備費（入学前支給を受けていない方で、4月認定に限る。）・医療費（むし歯など特定の疾患に限る。）・学校給食費の費用の一部を援助するものです。

生活保護法に基づく教育扶助を受けている方は、修学旅行費・医療費に限り援助することとなります。

4. 申請方法・申請期間等

- (1) 申請書類：2020年度（令和2年度）就学援助費申請書（兼世帯票）
添付書類（※申請理由によって必要。詳しくは裏面を参照。）

(2) 申請方法：通学する学校へ申請書類を提出<事務局へ提出してください。持参または郵送>

【提出期限】新 1 年 生	2020 年(令和 2 年)4 月 3 日(金)まで
その他の学年	2020 年(令和 2 年)3 月 19 日(木)まで

- ・期限を過ぎた後も申請することはできますが、その場合は申請のあった月分から支給対象となります。
- ・前年度に引き続き、就学援助を希望される方も、新たに申請が必要です。

(3) 申請書の記入について

- ・「学年」は、新学年を記入してください。
- ・世帯に新 1 年生がいる場合は、兄弟の申請書に新 1 年も記入してください。
- ・「世帯構成」は、生計を共にする世帯全員を記入してください。

(4) 添付書類について

申請理由	添付書類	
①	不要	
②, ⑨	(1)2020 年(令和 2 年)1 月 1 日に 福山市へ住民登録がある場合	不要
	(2)2020 年(令和 2 年)1 月 2 日以降に 福山市へ転入した場合	前住所地の市町村長発行の 2020 年度(令和 2 年度)「非課税証明書」又は「所得・課税証明書」(世帯全員分) ※例年 6 月中旬以降に発行されますので、 後日学校へ提出してください。
③～⑥, ⑧	「承認通知書」又は「決定通知書」等の事実の証明となる書類の写し	
⑦	児童扶養手当証書【有効期限：2020 年(令和 2 年)10 月 31 日まで】の写し	

- ・②又は⑨について、『所得の申告をされていない場合』は、認定審査ができませんので、必ず事前に申告をしてください。
 - ・⑤について、『世帯に年金受給年齢の方がいる場合』又は『四分の一免除を受けている場合』は、該当になりません。
 - ・⑥について、『子育て世代への対応減免(保険税の軽減世帯で、18 歳以下の子どもが 2 人以上いるときの減免)の場合』は、該当になりません。
- (5) 5 月以降において、災害又は失業、傷病等により世帯の所得状況が著しく減少した等の経済的事実により援助を希望される場合も、随時受付します。

5. 認定通知について

審査結果は、学校を通じて通知します。4 月認定の決定通知は、6 月中旬の予定です。

申請時の世帯状況(住所・名前・世帯構成など)に変更が生じたり、認定基準に該当しなくなった場合(児童扶養手当の支給停止等受給資格を喪失した等)は、援助を受けられなくなることがあります。必ず学校へ連絡してください。

6. 支給について

就学援助の支給認定を受けた場合は、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任する「委任状」を提出していただきます。

委任を受けた学校長が就学援助費を教育委員会に請求し、教育委員会が学校長の口座に振り込み、学校長が保護者の方へ支給します。なお、初回の支給日は、7 月上旬の予定です。

ご不明な点については、福山市教育委員会学事課 (TEL 084-928-1169) へ ご相談ください。 相談内容については、個人情報等を保護し、他へ漏らすことはありません。
